

2017年7月10日

企業会計基準委員会 御中

小木曾公認会計士事務所
公認会計士 小木曾 正人

実務対応報告公開草案第 52 号

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い
(案)」等に対する意見

この度公表された実務対応報告公開草案第 52 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い (案)」に対して、以下の通り意見を申し上げます。

質問 5 : 「その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください」

<内容>

公開草案案を見る限り、適用対象とされる企業に公開企業と未公開企業の区別がなされていないように見受けられる。

現在の会計基準においては、未公開企業では 13 項が適用されることから、ストック・オプションの公正な評価単位の代わりに、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値の見積もりに基づいて会計処理を行う方法が選択適用できるものと考えている。これは、非公開企業において実務的に無償発行の場合、公正な評価単位と本源的価値とを明確にすることが難しいからであると理解している。

本公開草案では、こここのところの選択適用の可否が明示されていないと思われることから、実務的な混乱を避けるためにも、引き続き未公開企業において従来通り選択適用できる旨を明示すべきと考える。

以上